

## 中野区国民保護計画案に関するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間...平成 18 年 11 月 9 日から 11 月 30 日まで

2 提出方法別意見提出者数

電子メール	1
ファクシミリ	2
郵 送	0
窓 口	0
合 計	3

3 提出された意見により修正した箇所  
なし

4 提出された意見の概要及び区の考え方（同趣旨の意見は一括）  
計画案全体について（4 件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	在日米軍との関係に触れる記述が必要ではないか。	区が行う国民保護措置について定める計画のため、特に触れる必要のない事項と考えています。
2	住民の権利や財産、自由を制限・拘束する内容が盛り込まれているにもかかわらず、それを拒否する権利や行動について保障する観点が脆弱であり、具体的に基本的人権を尊重する記述がない。	第 1 編総論の第 2 章国民保護措置に関する基本方針の一つに、基本的人権の尊重を定めていますので、計画全体にその趣旨が反映するものとしています。
3	計画の必要性について疑義がある。（荒唐無稽な計画案といえる。）	ほとんどが経験のない事態に対して、行動指針となる計画の有無は、被害の拡大防止につながりますので、必要な計画と考えています。

「第 1 編 総論」について（2 件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「国民」の協力について、区民の自発的意思に任せたい。	この項の本文に、「国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。」と明示しています。

2	外国人についても、国民保護措置の対象であることに留意するとあるが、留意する内容を明確にされたい。	この項は、基本方針を示していますので、「留意する」の表現が妥当と考えています。他の項も同様なレベルの表現としています。 なお、留意する内容は、広報媒体に外国語を使用することなどです。
---	--	--

「第2編 平素からの備え」について（4件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	区における訓練の実施について、具体的に規模や内容を明示すべきである。また、自衛隊との連携を図ることは無理である。	実効性のある訓練とするためには、訓練想定は必要です。この訓練想定を含め規模や内容について、関係機関や防災住民組織と協議を重ねながら決定することを考えていますので、現段階では具体的に示すことはしていません。 自衛隊との連携は、国民保護措置として避難誘導訓練を行う場合に、専門的な見地から事態に応じた有効性のある避難行動をするための助言を受けたりすることなどを考えていますので、そうした連携は可能です。
2	訓練にあたっての留意事項において、「防災訓練と有機的に連携させる」の記述があるが、想定が異なる訓練の連携は違和感がある。	危険を回避する点で、避難訓練は共通性がありますので、その部分の連携に無理はないと考えています。
3	「学校における教育」として国民保護を扱うことは問題である。	国民を保護するための措置を示した本計画は、一つの教材として、実態に応じて活用できると考えています。
4	「武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務」とあるが、兆候の判断基準を示されたい。	第1編総論の第5章に武力攻撃事態等の特徴を表示し、火災や爆発などの異常事態を判断基準としています。

「第3編 武力攻撃事態等への対処」について（7件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	自衛隊の派遣要請は相手の戦意を向け、住民の危険を増大することになるので行わない方がよい。	自衛隊に対しては、人命救助に必要な協力をお願いするものであり、危険性などの状況判断をしたうえで、派遣を要請することになります。

2	警察大学校跡地が避難場所となることを明示されたい。	東京都の避難指示に対し、区が避難場所の情報提供に協力します。その際、防災計画に掲載の避難場所を情報提供しますので、中野区役所一帯(警察大学校跡地含む)は該当します。 (資料編に掲載します)
3	「避難指示に従わずに要避難地域に留まる者」への対処を明示されたい。	避難の指示に従わない者への罰則規定はありますが、計画に記述する事項ではないと考えています。対処の仕方は、強制することなく、事態の状況を丁寧に説明し、説得に努めると明示しています。
4	「弾道ミサイル攻撃」への対応として避難施設を明示されたい。	攻撃の規模や内容などにより避難施設を変えることも考えられますので、より安全性の高い施設として例示する方が望ましいと考えています。
5	隣接区との意見交換や計画案の擦り合わせをすべきである。	「隣接する区との連携」の項に、その旨記述し、協議しています。
6	「応急公用負担」について、損害補償に関する記述を具体的に例示されたい。	損害補償は、実際の損害を調査した結果、明確になることから例示には馴染まないと考えています。
7	計画案の中に、テロ対象施設として警察関連施設を盛り込むべきである。また、この地に建設予定の超高層ビル群が標的にされるのではないか。	地域の警察署等については、テロ等の攻撃目標にされる施設として位置付けていませんが、今後避難実施要領を作成する際の攻撃個所を想定するときに検討する事項と考えています。 計画は不断に見直しするとしていますので、超高層ビルが建設される段階において、必要な見直しをすることになります。

「第4編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処」について(3件)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「テロ等の兆候」の具体的な現象、事象を明示されたい。	想定外の事項が多いと考えられますので、明示しないこととしています。
2	区は「常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め」「収集・分析し」「全庁的に共有する」について、その基準、方法、手段を示されたい。	本計画の性格として、行動指針という位置付けをしていますので、ご指摘のような事項の記述については、今後作成予定のマニュアルの中で示すことを考えています。
3	「ダーティボム」に関する記述は、非現実的な計画である。	有り得る事案に対して、行動指針を示すことは必要と考えています。